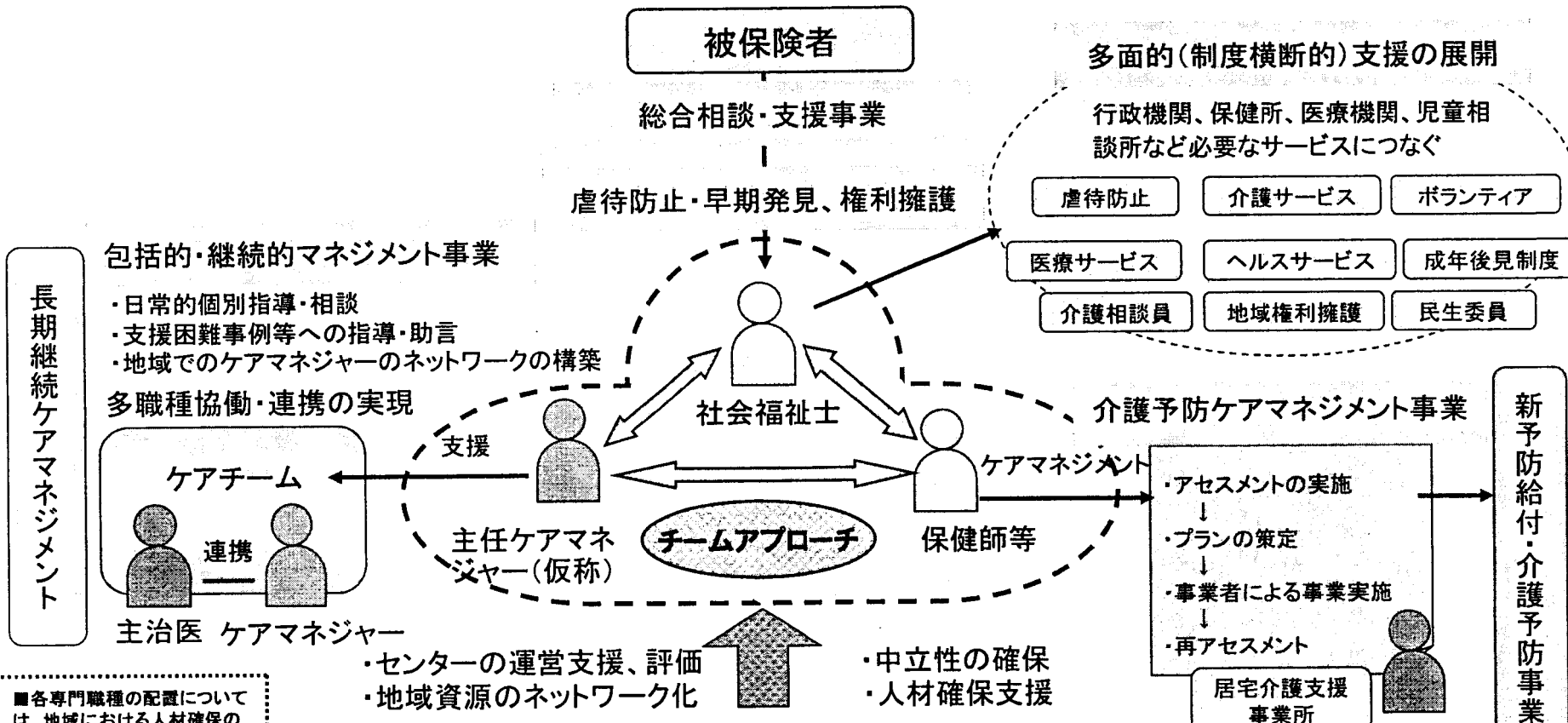


地域包括支援センター及び介護 予防ケアマネジメントについて

- 地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ
- 介護予防ケアマネジメントについて
- アセスメント・ケアプランの構造（案）
- 地域包括支援センターが委託できる介護予防ケアマネジメント業務について
- 地域包括支援センターの設置主体について
- 地域包括支援センターの設置準備の状況

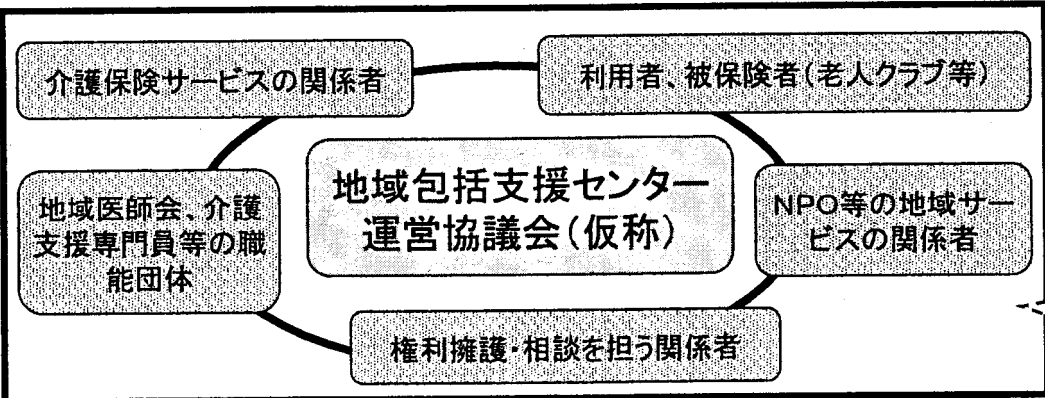
地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



■各専門職種の配置については、地域における人材確保の実情も踏まえ、一定の経過措置を講じる。

■地域包括支援センターの圏域については、おおむね人口2~3万人に1カ所を目安としているが、小規模市町村の場合については、共同で設置する等地域の実態に合った一定の弾力的な対応も認められる。

■地域包括支援センターについては、平成20年4月1日までの間、条例を定めることにより設置しないことも可能。



⇒市区町村ごとに設置
(市区町村が事務局)

包括的支援事業の円滑な実施、センターの中立性・公正性の確保の観点から、地域の実情を踏まえ、選定。

介護予防ケアマネジメントについて

1. 新予防給付アセスメント・ケアプラン等研究会の設置

- 新予防給付のケアマネジメントは、地域包括支援センターが行うとともに、その業務の一部を居宅介護支援事業者に委託できることとしているが、この円滑な実施には、これまで以上に、利用者とサービス提供者等の関係者との自立支援に向けた目標の共有や、利用者の意欲を引き出し、支えるためのアセスメントの実施等が重要になる。
- このため、「新予防給付アセスメント・ケアプラン等研究会」を設置し、これらの趣旨を踏まえた、新予防給付のアセスメント表及び介護予防サービス計画書の様式等の検討を行った。

2. モデル事業の実施について

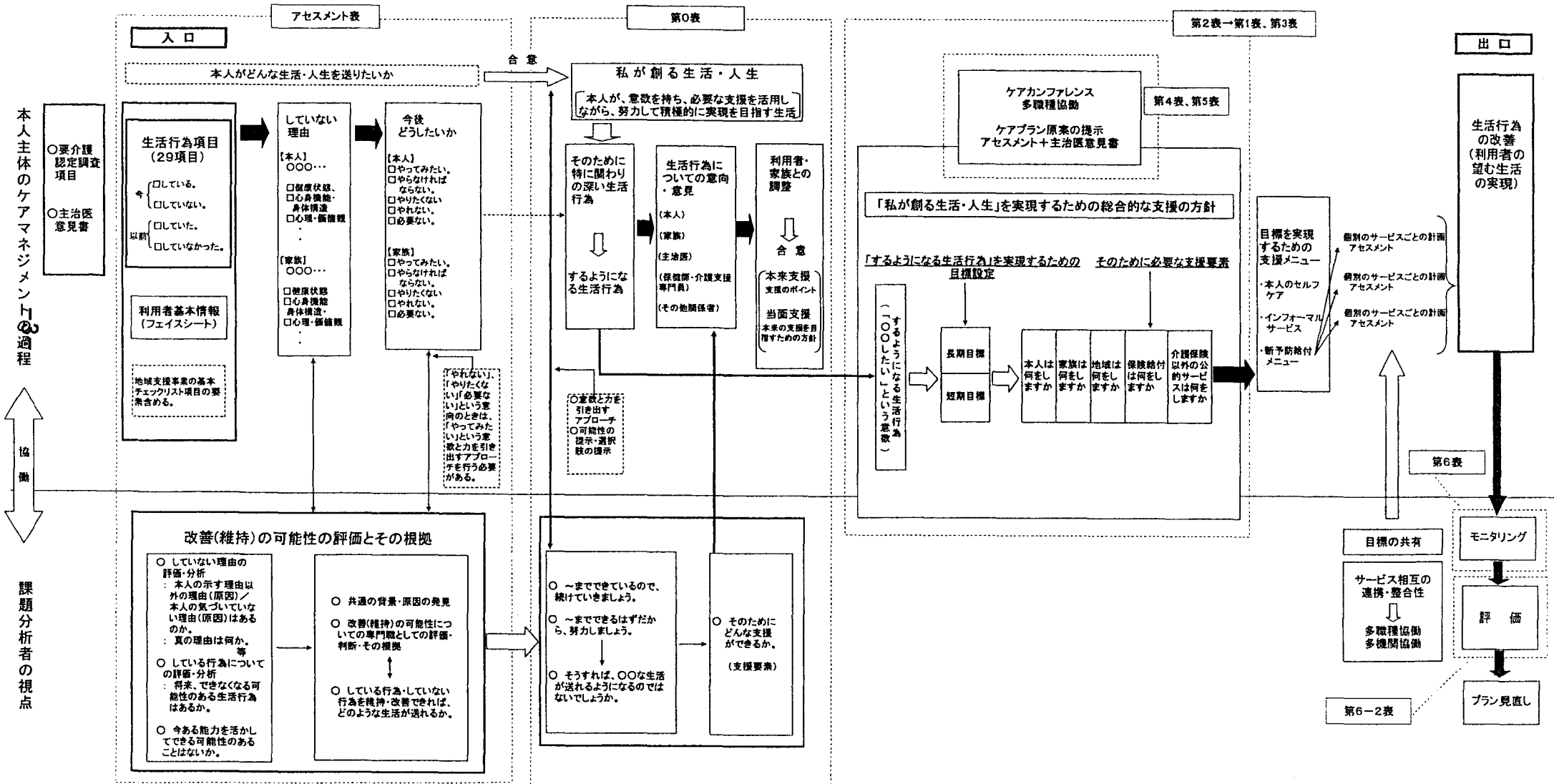
- 新予防給付のアセスメント表等の作成作業に当たっては、その実務上の課題や有効性等を把握、評価する必要があるため、本研究会において暫定版のアセスメント表及び介護予防サービス計画書の様式を作成し、市町村を対象として「新予防給付ケアマネジメントモデル事業」を実施。今後、その評価等を踏まえて、全国共通の様式を作成することとしている。

※ 現在、89市町村がこのモデル事業を実施中。モデル事業市町村は、暫定版のアセスメント表等の課題や有効性の評価報告を9月15日までに報告することとなっている。この評価・改善意見等を踏まえ、研究会により、全国統一版を作成予定。

3. 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|------------------------------|
| 8月末まで | 市町村において新予防給付ケアマネジメントモデル事業の実施 |
| 9月15日まで | モデル事業実施市町村は、暫定版様式の評価を国へ報告 |
| 10月 | アセスメント表、介護予防サービス計画書の様式を提示 |
| 11月 | 国において介護予防ケアマネジメント指導者研修を実施 |
| 12月以降 | 都道府県において介護予防ケアマネジメント従事者研修を実施 |

アセスメント・ケアプランの構造（案）



地域包括支援センターが委託できる 介護予防ケアマネジメント業務について

- 新予防給付のマネジメント業務の一部については、「指定居宅介護支援事業者」に委託することができる。
→利用者は委託された事業者の中から選択することが可能
- 業務を委託できる「指定居宅介護支援事業者」の要件
→中立性・公正性が担保され、受託する新予防給付のケアマネジメント業務の円滑な遂行ができる能力のあるものとして、運営協議会が承認した事業者

【介護予防ケアマネジメント業務の流れ】

	委託の可否
利用申し込みの受付・契約の締結	×
↓	
アセスメントの実施・訪問調査	○
↓	
介護予防サービス計画原案の作成	○
↓	※ただし、原案の内容の妥当性については地域包括支援センターが要確認
サービス担当者会議の開催	○
↓	
説明と同意を得て、介護予防サービス計画の交付	○
↓	
計画の実施状況の把握（モニタリング）	○
↓	
最終的な評価・今後の方針についての助言	×

地域包括支援センターの設置主体について

○ 地域包括支援センターの設置主体はいつ頃までに決めればよいのか。

- 1 平成18年4月から新予防給付を施行する市町村は、それまでに地域包括支援センターを設置する必要があるため、できるだけ速やかに「地域包括支援センター準備委員会」、「地域包括支援センター運営協議会」を立ち上げ、センターの設置箇所数や運営主体などについて協議することが必要である。
- 2 その際、介護保険法一部改正法案の国会審議の際の附帯決議（※）の趣旨も踏まえ、地域の実情に応じて、センターの機能が十分に発揮されるような運営主体を選定することが必要である。

（※）

○介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（平成17年4月27日衆議院厚生労働委員会）（抜粋）

三 地域包括支援センターの運営については、公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化するとともに、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターの活用も含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。

○介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（平成17年6月16日参議院厚生労働委員会）

十二 地域包括支援センターの運営については、公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化した上で、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターの活用も含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。また、専門職の配置については、その資格について経過措置を設けるなど、地域の実情を踏まえた人材の確保ができるように十分配慮するとともに、主任ケアマネジャー（仮称）については、介護現場での経験を重視し、適切なケアマネジメントを行える人材を登用すること。

※ 平成18年4月から新予防給付を施行しない場合であっても、その施行時期は、次期介護保険事業計画の策定作業の前提となるため、施行時期とその施行延期のための条例制定の有無を早期に決定することが必要である。

地域包括支援センターの設置準備の状況

- 本年6月に、各都道府県を通じ全保険者（市町村）に対して、地域包括支援センターの設置予定時期を、調査した結果、以下の通りの回答を得た。

設置予定年度	設置予定保険者数
平成18年度	1, 133 (65.2%)
平成19年度	121 (7.0%)
平成20年度	35 (2.0%)
検討中	449 (25.8%)
合計	1, 738 (100%)

- なお、地域包括支援センターの運営主体については、未だ決定していない保険者（市町村）がほとんどである。